

うずまさ

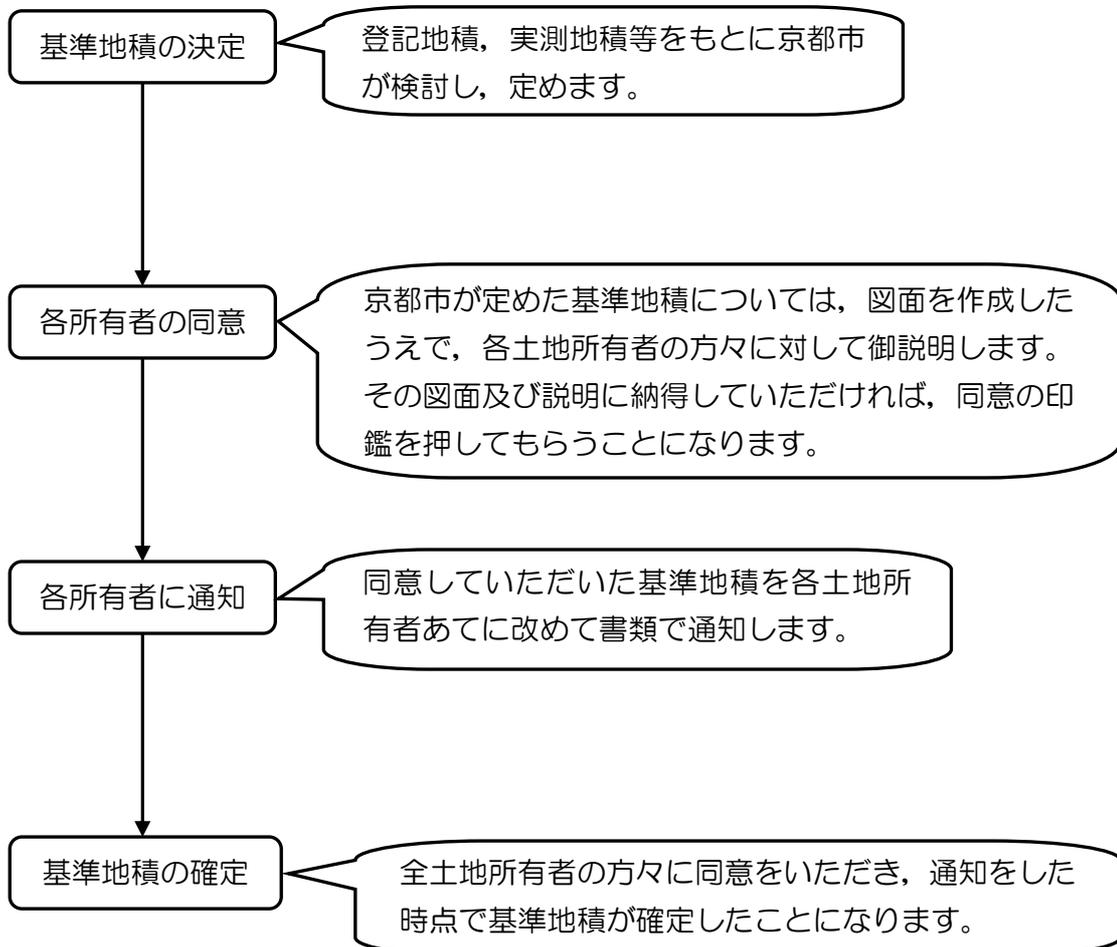
基準地積・権利地積の決定について

日頃は、天神川駅（仮称）周辺整備事業に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、太秦東部地区土地区画整理事業では、皆様方の基準地積を確定するために、それぞれの土地の境界についての立会いや関係書類の提出などをお願いし、その土地の調査や実測を行ってまいりました。

当地区の基準地積は、その調査及び実測結果を踏まえて、太秦東部地区土地区画整理事業施行規程（以下、「施行規程」という。）に定められた方法で、決定することになります。（裏面参照）

また、施行者（京都市）が定めた基準地積については、今回の測量結果に基づいて作成した図面等の関係資料とともに、各土地所有者の方々に拠点整備課の職員がお伺いして説明いたします。その説明について同意をいただければ、改めて書類で通知させていただくこととなります。

基準地積の確定までの流れ



基準地積及び権利地積とは??

基準地積とは??

換地計画において、換地を定める場合の基準となる従前の宅地の地積をいいます。その決定方法は、土地区画整理事業の施行規程に定めておく必要があります。

基準地積の決定方法は施行規程により次のような方法となります。

1 土地登記簿による方法

事業計画の公告があった日（平成14年9月4日）から起算して2週間を経過した日（平成14年9月18日）の土地登記簿地積を基準地積とする。

2 実測した地積による方法

市長が、地積を実測する必要があると認める宅地については、宅地の所有者及び隣接する土地の所有者の立会いを求めて、実測して基準地積を定める。

3 実測増減地積を宅地の基準地積に案分する方法

市長が、施行地区を適当に分割した区域ごとに地積の実測を行い、その実測地積と当該区域内の宅地の基準地積を合計した地積が異なるときは、その差積を各宅地の基準地積に応じて案分して基準地積を定める。

権利地積とは??

所有権以外の目的である宅地の地積（当地区では借地権の面積）のことを「権利地積」といいます。権利地積は、実測地積や申告にかかわる地積を参考に京都市が決定し通知します。権利地積の確定方法については、基準地積と同様になります。

土地分譲の説明会を下記のとおり行います！

- | | |
|------|---|
| 1 内容 | 第8回検討対象地区「住民部会」及び土地分譲説明会 |
| 2 日時 | 平成14年10月10日（木） 午後7時～午後9時
(土地分譲の説明会は、「住民部会」終了後に行います。) |
| 3 場所 | 右京中央老人福祉センター 2階 |

なお、今回の土地分譲を申し込まれた土地については、契約後にその申し込み地積を基準地積として定め、通知することになります。

以上で、今号のお知らせを終わります。今後とも、皆さんの御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。